

戸田市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

平成27年6月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に係る届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 本市において事業を行う者（以下「事業者」という。）は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）を市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第3条 事業者は、前条の規定による届出の内容に変更が生じたときは、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）を市長に届け出なければならない。

(廃止又は休止の届出)

第4条 事業者は、事業を廃止し、又は休止するときは、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第3号様式）を市長に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

| | |
|---|--|
| 事業の内容 | |
| 経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） | |
| 職員の定数 | 職員数： 名 （放課後児童支援員： 名、補助員： 名、その他（事務職員等）： 名） |
| 施設の名称 | |
| 施設の種別 | |
| 施設の所在地 | |
| 建物その他設備の規模及び構造 | 専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階 |
| 事業開始の予定年月 | |

添付書類

- 1 定款その他の基本約款
- 2 運営規定
- 3 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付）
- 4 職務の内容（上記の名簿等に記載）
- 5 建物その他設備の図面（平面図等を添付）
- 6 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要）

第2号様式（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

| | | |
|--|-------|---|
| 施 設 の 名 称 | | |
| 施 設 の 所 在 地 | | |
| 変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○) | | 1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規定 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の名称 8 施設の種類 9 施設の所在地 10 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 11 事業開始の予定年月日 12 その他 () |
| 変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした 番号に応じて記載) | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 事 業 変 更 年 月 日 | | |

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付

第3号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止・休止届

年 月 日

(宛先)

戸田市長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止・休止するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

| | |
|----------------------------------|--|
| 施設 の 名 称 | |
| 施設 の 所 在 地 | |
| 経営者の氏名及び住所 | |
| 事業廃止又は 休止の年月日 | |
| 休止の予定期間 (該当する場合のみ) | |
| 廃止又は休止の理由 (具体的に) | |
| 現に便宜を受けている 児童に対する措置 (具体的に) | |